

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
 〒044-8538 虹田郡俱知安町北1条東2丁目
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
 ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第27号 令和元年12月

● 後志広域連合議会第2回臨時会を開催

後志広域連合議会第1回臨時会が8月27日（火）に俱知安町のホテル第一会館で開催され、補正予算2件（令和元年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計）について審議・可決しました。

● 後志広域連合議会第2回定例会を開催

後志広域連合議会第2回定例会が11月29日（金）に俱知安町のホテル第一会館で開催され、平成30年度各会計決算認定、条例改正1件及び補正予算2件について審議・可決しました。

● 後志広域連合の人事行政の運営等の状況について

平成30年度の後志広域連合の職員数、給与、勤務条件などの人事に関する状況を公表しましたので、一部抜粋してお知らせします。（詳細はホームページをご覧ください）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

平成30年4月1日、関係町村等から派遣職員10名を広域連合職員に任命しました。

（1）職員数、採用者及び退職者数

職員数	採用者数	任用解除者数
24人	10人	9人

2 職員の給与の状況

関係町村から派遣されている職員の給与は、一部の手当（通勤手当、時間外勤務手当等）を除き派遣元から直接支給されています。

（1）人件費の状況

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
13,987,707千円	10,805千円	0.08 %

※人件費には派遣元に対する派遣職員人件費負担金は含まれていません。

（2）給与費の状況

職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
24人	—	5,446千円	—	5,446千円	227千円

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

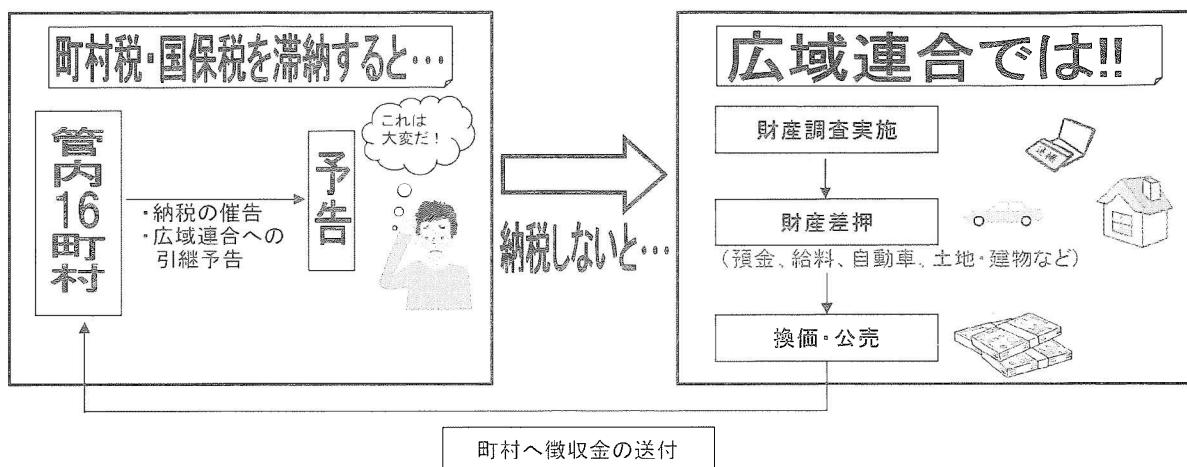
許しません。税金の滞納!! 二税務課からのお知らせ

■ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・検索を行い、判明した財産について、直ちに差押さえを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



■ 差押財産の公売について

11月3日に石狩市で開催された「道央圏地方税合同公売会 in 石狩」に参加し、後志広域連合が差し押さえた財産の内、動産9点を公売しました。（出品団体…空知総合振興局、後志総合振興局、後志総合振興局小樽道税事務所、札幌道税事務所税務管理部、江別市、岩見沢市、夕張市、小樽市、岩内町、喜茂別町、黒松内町、音更町及び後志広域連合）

なお、今後はインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）に出品する方法でも差し押さえた動産の公売を行う予定です。（インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます）

合同公売会の様



※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

国民健康保険に加入されている方へ

■ 届出はお早めに

国民健康保険への加入や脱退は、14日以内にお住まいの町村の国民健康保険担当の窓口に届け出てください。

こんなときに届出を		届出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	・他の市町村から転入したとき ・職場の健康保険を脱退したとき ・子どもが生まれたとき 等	・印鑑 ・本人確認書類等 ・マイナンバーがわかるもの ・職場の健康保険の加入または脱退したことがわかる書類 ・国民健康保険者証等 (国民健康保険をやめるとき)
国民健康保険を脱退するとき	・他の市町村へ転出するとき ・職場の健康保険に加入するとき ・死亡したとき 等	

※町村内の引越しや世帯主の変更、紛失等により国民健康保険被保険者証等を再発行する場合も届出が必要です。

■ 医療費が高額になったら

「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を申請しましょう

病院やケガ等で医療費が高額になったときは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、1か月（1日～末日）分の窓口負担を自己負担限度額までに抑えることができます。

また、すでに支払われた一部負担金のうち、自己負担限度額を超えた分については、お住まいの町村の国民健康保険担当の窓口に申請していただくことで、限度額を超えた分の払い戻しが受けられます。

医療費が高額になる場合は、忘れずにお住まいの町村の国民健康保険担当の窓口で、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請しましょう。

なお、有効期限が切れた場合も、再度申請が必要となりますので、ご確認をお願いします。

限度額適用認定証 (住民税課税の方)		限度額適用・標準負担額減額認定証 (住民税非課税の方)	
北海道国民健康保険 限度額適用認定証			
有効期限 交付年月日			
記号		番号	
世帯主	住所		
姓	氏名		
対象者用 券用	生年月日		
発効期日			
適用区分			
保険者番号並 びに交付者の 名称及び印	□□□□□□		
後志広域連合			
北海道国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 交付年月日			
記号		番号	
世帯主	住所		
姓	氏名		
適用 対象 者用	生年月日		
発効期日			
適用区分			
長期入院 該当年月日	保険者印		
保険者番号並 びに交付者の 名称及び印	□□□□□□		
後志広域連合			

※前年の所得によって自己負担限度額が決定されます。

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

● 介護保険料を納め忘れていませんか？

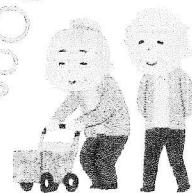
介護保険料は「年金からの天引き」ができなくなることがあります。その時は、「納付書（納付通知書）」が送付されています。「納付書」は、銀行などの窓口で直接、保険料をお支払いするものです。「納付書」がお手元に届いたときには、納期限までに忘れず納付ください。

■ 介護保険料の「年金天引き」ができなくなるときは

介護保険料は「年金から天引き」が基本ですが、次の理由などで、年金天引きができない（できなくなる）場合があります。

- ① 65歳になったとき
- ② 年度の途中でご本人の住所が変わったとき（転出や転入）
- ③ 年度の途中でご本人の収入が大きく増額となったとき
- ④ 前年度の年間保険料が年度の途中で支払い終わっているとき
- ⑤ 同じ世帯にいる人の収入が大きく変わったとき
- ⑥ 世帯の変更があったとき
- ⑦ 年金保険者（日本年金機構など）から天引き中止の連絡があったとき

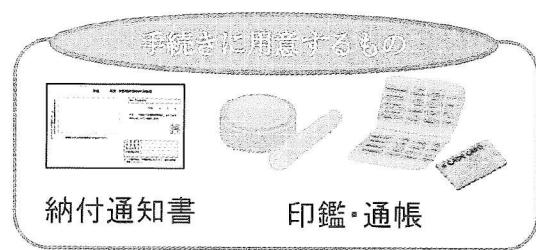
年金天引きができなくなったときにも
安心だね！



■ 納付忘れにならないために

□座振替をおすすめします。

年金天引きができなくなった場合でも、一度手続きをしておけば、毎年自動的に継続されるので、納め忘れの心配がありません。口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。



■ 納付し忘れたままにしていると…

■ 督促状の送付～納期限が過ぎ、後志広域連合から「督促」を受けます。

※納め忘れの場合は、お手元の納付書で速やかに納付しましょう。

↓ 【そのまま納付しないで、滞納していると…】



■ 1年以上の滞納保険料があると…

介護サービスを受けた費用をいったん全額自己負担します。（償還払いへの変更）
※7割～9割相当分は後ほど後志広域連合から払い戻されます。

■ 1年6カ月以上の滞納保険料があると…

保険給付を一時差し止められ、その中から滞納している分が差し引かれます。
※本来であれば、後志広域連合から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）が
差し止められ、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれます。

■ 2年以上の滞納保険料があると…

滞納機関に応じて介護サービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。
※介護保険料の未納機関に応じて、本来1割～3割である利用者負担が引き上げられたり、
高額介護サービス等が受けられなくなったりします。